

法制審議会刑事部会 御中

交通事故撲滅のための、遺族としての提言

「自動車運転過失致死傷罪」を新設について

全国交通事故遺族の会

全国交通事故遺族の会は交通事故の遺族だけを構成員とし、その運営についても会員のボランティアと会費のみで行っている純粋な自助団体です。会の歴史は16年の長きにわたり、約1000家族の会員は全国の隅々に及んでいます。

私たちは、同じ悲しみをもつ者どうしとして、心の支え合いを中心活動に据えながら、愛する家族の命を奪った、憎き交通事故を無くしていこうとする運動を行っています。

このほど法務大臣は、刑法の業務上過失致死傷罪とは別に「自動車運転過失致死傷罪」を新設し、その刑の上限を7年とする案を、本審議会に諮問されました。

交通事故被害者や遺族は、かねてから現行の刑事処罰が軽すぎるという不満をもっており、また、この刑の軽さ故に、加害者の無反省から来る累犯罪の多発、また交通事故防止のための社会的抑止力になっていないという主張を行ってきました。

悲惨な事故をきっかけにして、危険運転致死傷罪が制定され、ようやく私たちの願いが叶ったわけですが、この法律はきわめて狭い範囲の交通犯罪だけを対象にしており、さらに適用条件が厳し過ぎるため、実際に同法で処罰される対象者はほんの一握りでしかなく、私たちにとって新たなストレスになっています。

そもそも現在の交通事故を裁く業務上過失致死罪は、明治という、日本におけるモータリゼーションが始まる以前に作られた法律であり、8000万台の車がひしめき合う現代にマッチしたものではありません。

今般の自動車運転過失致死傷罪の新設は、交通事故全般の厳罰化に影響を与えるほどの抜本的法改正であり、被害者や遺族の思いを汲むものとして総論において賛意を表します。この厳罰化が、その他軽微な交通犯罪の寛刑化と引き替えになることの無いよう、実質的な厳罰化の実施を強く望みます。そして危険運転致死傷罪と連動して、交通事故撲滅のために効果を発揮するよう期待しています。

今般の改正により、交通事故の処罰は、自動車運転過失致死傷罪と危険運転致死傷罪の2階建て構造となりますが、関連する道路交通法の処罰も加えると、一般国民にとつ

て、きわめて分かりづらい処罰法体系になったことは否めません。この複雑さがネックとなって、社会への浸透が不確実となる恐れがあります。

交通事故処罰刑法は、単に加害者の法的処罰を行う目的だけでなく、年間100万件近い交通事故を無くすという遠大なビジョンの下になければなりません。

交通弱者と言われる高齢者や子供など、歩行者が被害に遭う事故は、欧米など先進国と比較して、我が国はワーストワンとなっています。少なくともこうした汚名を雪ぐ、明確な目標をもった法体系でなければならぬと考えます。

このビジョンの下に、道路行政や免許制度、さらには処罰や被害者救済が一元的に執り行われることを理想とするならば、現行の制度は散漫であり、不十分であると言わざるを得ません。

単刀直入に述べるならば、交通事故の撲滅を目的として、刑罰を含むあらゆる施策を包含した、仮称「交通法」の制定を提言いたします。

従来 of 制度を統廃合した、国民に解りやすく、また共鳴を得られやすいトータルシステムを構築することを、私たちは熱望します。関係省庁の一元化などにもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

法律など仕組みを作るためには、おびただしい人力と時間を要することと推し量ります。多岐な問題をかかえる交通事故を考えたとき、今の縦割り型の行政がこれをなし得るには限界があると考えます。

法制審議会という第三者機関なればこそ、このビジョンを作るための牽引的役割を担っていただけるものと考え、私たちはこの場をお借りして強く訴えます。

要 望

法制審議会の部会メンバーに、交通事故被害者・遺族の代表者を加えてください。

今般の刑法改正に関する、遺族としての意見

「法務省ヒアリング」における要望書

悪質化する交通犯罪にたいし、現行の「業務上過失致死傷罪」とは別に、新法で「自動車運転過失致死傷罪」を新設されることには賛意を表します。

しかし、交通事故遺族の立場からすると、まだまだ決して十分なものといえません。下記要望事項を十分ご勘案いただき、改正に反映していただきますようお願いします。

1、「自動車運転過失致死傷罪」について

イ、危険運転致死傷罪の最高20年の懲役にたいし、新法案の量刑7年では、その差が大きい。酒酔い運転での重ね飲みや、酔いが醒めてからの出頭など、本来「危険運転致死傷罪」の適用が相当と考えられるケースでも、現行は立証困難などを理由に、その適用を免れるケースが多々あり、多くの被害者、遺族から非難の声が上がっています。

これらのケースでは、事故後の行為ではあるものの、「故意犯」と位置づけるべきと考えます。

法の盲点をつく悪質な加害者にたいしては「危険運転致死傷罪」と同等の法定刑にすべきです。今回の新法案では「危険運転致死傷罪」との乖離があり過ぎ、いわゆる「逃げ得」の問題が解消していません。

ロ、大部分の交通事故は、自分の過失によって他人を死傷させるのですから、罰金刑を無くし、懲役もしくは禁固のみにすべきです。少なくとも死亡事故や、重篤な後遺障害を与えた加害者は、被害者の人生を抹殺し、その家族にも生涯にわたるの苦しみと負担を強いることになり、お金で罪を償うような罰金刑は無くすべきです。

ハ、上記イ、ロと同一の理由により死亡事故、重篤な後遺障害を与えた加害者にたいしては、懲役もしくは禁固について、量刑に下限を設けるべきであると考えます。

二、新法の運用において死亡事故は勿論ですが、傷害の程度に関係なく商店街や通学路などの歩行者が優先される場所での事故については、道路環境や事故当時の運転の過失などを適正に判断して、厳格な処罰をするよう運用指針を示してください。

ヘ、交通弱者といわれる高齢者や子供の命を守るため、人と車の相互信頼関係によってなりたっているエリア、すなわち交差点、横断歩道、歩道、安全地帯や自動車

進入禁止地帯などで発生した事故の加害者には、明確な基準の下で厳罰を望みます。

ホ、管轄違いとは思いますが、行政処分についても新法に連動した厳罰化が必要であると考えます。警察庁など関連省庁への意見を発信して下さるようお願いいたします。

2、「危険運転致傷罪」の改正について

当会としては危険運転致傷罪の制定当初から、同法は二輪車を含むすべての「自動車」に適用すべきと主張しております。今回の改正には、賛同いたします。

以上